## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１０４号**
長崎県佐世保市中里町486番地３、旧住所長崎県佐世保市勝富町５番２号
破産者　松尾ヤス子
１　決定年月日　平成23年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第３９号**
新潟県糸魚川市大字東塚641番地２
破産者　比護クニ子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第１２１号**
三重県伊賀市腰山1135　グループホーム森の里、住民票上の住所三重県伊賀市伊勢路６番地の１
破産者　谷岡　善弘
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第２００号**
堺市堺区寺地町東４丁２番13号、前住所堺市堺区高砂町１丁17番地
破産者　寿し金こと　西田　昌史
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第７３９号**
大阪府藤井寺市小山３丁目263番地７、住民票上の住所大阪府貝塚市王子1097番地８
破産者　泉口　穣二
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１１００号**
堺市西区鳳北町４丁219番地１、前住所札幌市中央区大通西18丁目１番地43　大通カレッジハイム208号
破産者　亀岡　正陽
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４９９号**
大阪府羽曳野市河原城519番地の25
破産者　寺脇　智勇
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５１５号**
大阪府羽曳野市野々上３丁目７番27号
破産者　寺中自動車こと　寺中　美和
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６２４号**
大阪府柏原市古町２丁目９番40―117号
破産者　松村　順子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６６２号**
大阪府藤井寺市小山８丁目10番24号
破産者　東　　豊和
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１７０６号**
大阪府松原市高見の里４丁目８番25―307号
破産者　松田　　勝
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１８４６号**
大阪府松原市三宅中４丁目５番３号
破産者　山﨑ノブ子こと　末吉　進子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１８８６号**
大阪府藤井寺市林５丁目６番４号、前住所大阪府藤井寺市林５丁目６番29号
破産者　山田　妙子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１８９６号**
中華人民共和国上海市長寧区水城路833弄７号1803室、開始決定時の住所大阪府松原市一津屋３丁目２番34―301号
破産者　森﨑　美穂
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１９２５号**
大阪府大阪狭山市金剛２丁目７番１号
破産者　オートカンパニーサンティこと　田尻　孝
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５１７号**
奈良県葛城市北花内622－２　ＪＡアベニューフローラル101号室、住民票上の住所奈良県葛城市兵家239番地１
破産者　森本　宏行
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第８８号**
奈良県北葛城郡上牧町服部台４丁目６番26号、開始決定時の住所奈良県葛城市兵家239番地１
破産者　森本左千子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第２４５号**
奈良県磯城郡田原本町大字小阪300番地の７
破産者　坂本　理恵
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係